

2020ねん4がつ1にち げんざい

【やさしいにほんご】宮崎で安全に自転車を使うために、新しい自転車条例が 始まります。

条例とは 宮崎県が 決めた ルールです。

自転車を 安全に 使うために 決めた 新しい ルールです。

いつから？

2021年4月1日から

だれが？

宮崎県で 自転車に 乗る人

必ず 守ること（やること）

(1) 自転車保険に 入ってください。

自転車保険は 他人に けがさせたときのための 保険です。

自転車保険は 他人が 死んだときのための 保険です。



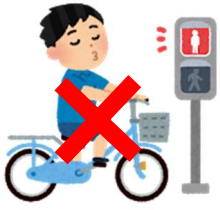
だれが 自転車保険に 入りますか？

- 1) 自転車に 乗る人 (20歳から)
- 2) 親や保護者 (19歳までの こどもが 自転車に 乗るときは 入ってください)
- 3) 会社の人 (会社で 自転車を 使うとき)
- 4) 自転車を貸す会社の人 (レンタルサイクルなど)

宮崎県の ホームページに 自転車保険の会社の リストが あります (にほんご)。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/seikatsu-kyodo-anjo/kurashi/bohan/20200925114400.html>

(2) 自転車は 車の 仲間です。 次の ルールを 守ります。



* 信号を 守ります。



* お酒を 飲んだら 自転車に 乗りません。



* 自転車は、基本 車道 (車が走る 道路) を 走ります。

* 自転車は、 車道の 左を 走ります。



* 夜は ライトを つけます。



* 自転車は ひとりで 乗ります。



* 他のことを しながら 自転車に 乗りません (例えば、音楽を きく、携帯電話を 使う、傘を 使うなど)



*自転車は 1列で 乗ります。



*子どもは ヘルメットを かぶります。

どりよく 努力すること



1) ヘルメットを かぶりましょう

2) 自転車の ブレーキ、タイヤが こわれていないか 確認しましょう

